

午前10時0分開会

○議長（滝内久生君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

よって、令和4年11月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会期の決定

○議長（滝内久生君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より18日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでありますので、御承知願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、6番 佐々木清和君、8番 小泉孝敬君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

11月9日、全国温泉所在都市議会議長協議会の第101回役員会が東京で開催され、私が出席いたしました。この役員会では、会務報告、実行行動、令和5年度負担金等審議し了承されました。役員会終了後、要望書として「新型コロナウイルス感染症対策に関する秋季決議、

温泉所在都市に対する税財源措置及び施策に関する要望」を、総務省、国土交通省等の関係大臣、衆議院議員及び参議院議員に提出、要望いたしました。

11月10日、全国市議会議員共済会の業務監査及び理事会が東京で開催され、私が出席いたしました。令和4年度上半期経理状況等における監査が行われ、適正に処理されていることが確認されました。また、理事会では、令和5年度予算大綱（案）について、審議し了承されました。

11月15日、一般社団法人 全国過疎地域連盟の第54回総会が東京で開催され、私が出席いたしました。役員を選任、令和5年度過疎対策関係政府予算・施策に関する決議・要望及び要請活動方法について、審議し了承されました。

次に、常任委員会の行政視察について申し上げます。

10月26日から27日にかけて、産業厚生委員会が横須賀市の農福連携及び議会改革の取組について、葉山町のごみの減量について、茅ヶ崎市のごみ有料化について視察されました。

11月7日から8日にかけて、総務文教委員会が学校跡地を利用した新庁舎について、熊本県南関町を視察されました。

次に、姉妹都市訪問について申し上げます。

11月12日から13日にかけて、私を団長として、議員6名が山口県萩市を訪問し、情報交換をはじめ、行政事情を視察するとともに、両市の交流を深めてまいりました。

次に、他市町からの行政視察について申し上げます。

10月4日、大阪府茨木市の議員5名が、観光まちづくり推進計画について視察されました。

10月19日、神奈川県葉山町の議員14名が、出前講座について視察されました。また、下田市議員との意見交換を行い、両市町の交流を深めました。

11月9日、富山市の議員3名が、下田まち遺産及び道の駅について視察されました。

次に、市長より地方自治法第180条第1項に基づく、車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分事件1件の報告があります。

次に、令和4年11月8日付で請願1件を受理いたしました。

この請願第2号 南伊豆地域広域ごみ処理計画等についての特別委員会設置の請願は、請願文書表のとおり議会運営委員会に付託いたしますので、御了承願います。

次に、昨日までに受理いたしました要望書2件でございます。

一般社団法人 日本教材備品協会会長 大久保昇氏から提出のありました「学校教材（備品）の計画的な整備促進についてのお願い」の写し及び公益社団法人 認知症のひとと家族の会代

表理事 鈴木森夫氏、介護保険・社会保障専門委員長 鎌田晴之氏、静岡県支部代表 石田友子氏連名で提出のありました「要介護1・2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行することについての意見書提出に関する要望書」の写しを議席配付してありますので、御覧ください。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

○局長補佐兼庶務兼議事係長（長谷川 薫君） 朗読いたします。

下総総第185号。令和4年11月17日。

下田市議会議長、滝内久生様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和4年11月下田市議会臨時会議案の送付について。

令和4年11月17日招集の令和4年11月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下田市一般会計補正予算（第8号））、議第52号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第56号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第57号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第9号）、議第58号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第59号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第60号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第61号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第62号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）。

続きまして、下総総第186号。令和4年11月17日。

下田市議会議長、滝内久生様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和4年11月下田市議会臨時会説明員について。

令和4年11月17日招集の令和4年11月下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 松木正一郎、副市長 曾根英明、教育長 山田貞己、企画課長 鈴木浩之、総務課

長 須田洋一、財務課長 日吉由起美、教育委員会生涯学習課長 平川博巳、観光交流課長 佐々木雅昭、産業振興課長 長谷川忠幸、市民保健課長 斎藤伸彦、福祉事務所長 芹澤直人、建設課長 平井孝一、上下水道課長 土屋武義。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎報第14号の上程・質疑・討論・採決

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、報議第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下田市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（日吉由起美君） 皆様、おはようございます。

報第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下田市一般会計補正予算（第8号））につきまして、御説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

報第14号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第10号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり、令和4年10月18日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

別紙あさぎ色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

今回の補正予算は、国は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、必要な支援を行うとして、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付することとしたため、その給付について早急に対応するため、専決処分したものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度下田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるもので、第1条の（歳入歳出予算の補正）でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,510万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億1,900万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、福祉事務所関係、15款2項2目1節国庫・社会福祉費補助金1億8,510万円の増額は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業に対する補助金。

続きまして、4ページ、5ページ、歳出でございますが、福祉事務所関係、3款1項1目1013価格高騰緊急支援給付事業1億8,510万円の追加は、補正内容等欄記載のとおり、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金1億7,500万円のほか、事務費を計上したものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第14号 専決処分の承認を求めることについてに係る、専第10号 令和4年度下田市一般会計補正予算(第8号)の説明を終わらせていただきます。

御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(滝内久生君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番(沢登英信君) この専決処分によりまして、実施の方法と申しますか、期間を含めてどのような形で、この予算が執行されていくのか、併せて御説明いただきたいと思っております。

○議長(滝内久生君) 福祉事務所長。

○福祉事務所長(芹澤直人君) 実施の方法についてという御質問でございました。

この事業につきましては、国のほうの施策で、全国で同じルールに基づいて実施される施策でございますが、先ほど財務課長からお話のありましたように、低所得の世帯に対しまして、1世帯当たり5万円の給付金を交付するという内容の事業になります。

支給対象のほうなんですけれども、非課税世帯と家計急変世帯と大きく2つございまして、非課税世帯のほうについては、住民登録のある方で、令和4年度分の住民税が非課税である世帯ということになります。家計急変世帯につきましては、予期せず本年1月から12月までの家計が急変した世帯ということが対象になってまいります。

今後のスケジュール的なお話になるんですが、受付期間は2月15日までということになります。今現在、システムのほうの改修作業がようやく整ってまいりまして、今週はデータの

抽出作業をやってございます。データの抽出作業が終わりますと台帳が整備されまして、先ほどお話のありました給付対象者の名簿的なデータが整って、通知が発送できるかなということになってまいります。通知のほうの発送は11月中、今月末をめどに発送をしてみたいなというふうに考えておりまして、対象者への給付の開始は12月を予定しておるところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ありがとうございます。そうしますと、ここに明細が書いてありますように、会計年度任用職員で285万円、一定の臨時職員で対応しようという予算になっていようかと思うんですが、また、会場費を、38万円ほど想定をしている。受付を役所ではなくて、いろんな場所で持つような計画になっているのか。併せて、この予算上の数字を踏まえて、恐れ入りますが、もう一度御説明いただくと理解しやすいので、お願いしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） 幾つかお話がございましたけれども、事務費のことで御説明をさせていただきますと、会計年度任用職員のほう、11月から、この事業が始まるというところで雇用させていただいております。一応3月末までの予定でございます。併せて、この200万円の会計年度任用職員の予算については、既に受付中の令和3年度の非課税世帯に対する10万円と令和4年度の非課税世帯に対する10万円の事業は、こちらのほうもまだ最中でございます。そちらのほうの期間延長ということで、併せて計上させていただいているところなんです。

それから、会場費というところなんです。会場費のほうは今現在、市役所庁舎の別館のほうで1室を使いまして、給付事務を会計年度任用職員の方々が常駐しておりまして、作業ですとか、電話の受付ですとか、いろいろな事務を行っているところでございます。そちらのほうで耐震補強の関係の都合がございまして、12月から場所がちょっと使えなくなるというような事情がありまして、中央公民館のほうに場所を移して、引き続き事務作業を行っていくというようなことになっております。

事務のほうについてはもろもろ諸経費ということで、消耗品、印刷製本ですとかそれから、使用料では複写機使用料ですとかも計上させていただいておりますけれども、必要なものというところで、もう既に複写機使用についても契約をさせていただいているところなんです。

基本的に、受付のほうは郵送が基本になりまして、非課税世帯のところについては、こちらで把握できているところについては確認書を送らせていただいて、それを返送して受付というようなこととなりますが、そのほか直接、場合によっては来庁されて、提出されるような方も受け付けておりましたり、電話でのお問合せなどもやっております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君、3回目です。

○13番（沢登英信君） ありがとうございます。非課税世帯のデータは先ほど、令和4年度の非課税の世帯というふうにはちょっと聞いたんですけど、令和4年度の非課税の、令和3年度ではなくて令和4年度でいいのかというのはちょっと疑問があったことと、家計の急変世帯については、先ほどは郵送で確認をします。だから、申請ではなくて確認をすることです。でありますので、基本的に対象者には全部、市はその交付金を給付するという事だろうと思うんですが、急変世帯についてはなかなか、どういう具合に把握するのかということが、ちょっと疑問が出てこようかと思うんです。その点はどのような把握をして、その体制が取られるのかお尋ねして、終わりたいと思います。

○議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） 1点目ですね、対象データというところなんですけど、令和4年度の住民税の均等割が非課税である世帯、こちらが今回対象ということになります。これをプッシュ型で実施するという事です。

それから、非課税世帯につきましては、こちらで把握しているところについては確認書を送らせていただいて、御本人がそれにチェックをして返送してきたものを確認して受付という、割と比較的簡単な交付にはなりますけれども、家計急変世帯であるとか、前住所、前々住所から、本年1月から住所が2回にわたって変わられて下田に転入されたような方、こういう方については申請書を提出いただきまして、内容について審査をして交付という、そういう流れになります。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、報第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下田市一般会計補正予算（第8号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議第52号～議第56号の上程・質疑・委員会付託

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第52号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第56号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（須田洋一君） 総務課でございます。私のほうから、議第52号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定から、議第56号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して御説明申し上げます。

今回提案する5件の条例改正につきましては、人事院勧告を勘案した所要の改正でございます。

お手数ですが、議案説明資料の1ページをお願いいたします。

まず初めに、今回の人事院勧告及び全体の条例改正の概要について御説明いたします。

1. 令和4年度人事院勧告の概要でございます。

人事院は、本年8月8日に国会及び内閣に対し、令和4年度人事院勧告を行いました。本年は、公務員と民間給与の比較におきまして、公務員の月例給、期末勤勉手当のいずれも民間給与を下回っているため、月例給については、初任給及び若年層の給料月額を引き上げ、期末・勤勉手当については、令和4年度12月期の勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げ1.05月とし、令和5年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合が均等になるよう、それぞれ1.0月分とするものでございます。

2. 令和4年度人事院勧告に伴う本市の条例改正についてでございます。

令和4年度人事院勧告に伴う本市の条例改正につきましては、令和4年度人事院勧告を勘案し、月例給については2（3）給料表のとおり、令和4年4月1日に遡及し、1級から3級までを改定し、平均改定率を0.16%とするもので、年齢が上がるにしたいが、改定率は低くなり、若年層と高齢層の格差を抑えるというものになっております。

期末勤勉手当については、令和4年度12月期の勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げるものでございます。また、議員、特別職の常勤職員についても、一般常勤職員と同様、期末手当の支給割合を0.1月分引き上げるものでございます。

職種による期末勤勉手当の支給割合の現行と今回の改定案につきましては、手当支給割合の各表のとおりとなっております。

それでは、議第52号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページ、お開きください。

議案のかがみでございます。

下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次の3ページの内容のとおり制定するものでございます。

内容につきましては、後ほど、議案説明資料にて御説明いたします。

提案理由でございますが、人事院勧告を勘案し、所要の改正を行うためとするものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

議案説明資料の3ページ、お願いいたします。

本条例改正の改正前・改正後の新旧対照表でございます。

組立て方につきましては、期末手当を令和4年度の12月期分と令和5年度以降の6月期及

び12月期分について定め2条立てとし、左側は改正前、右側は改正後、下線部が今回の改正箇所となるものでございます。

第1条の部分の一部改正については、人事院勧告を勘案した期末手当の引上げによるもので、第4条第2項中、12月期の期末手当の支給月数を「100分の152.5」としているところを「100分の162.5」に改めるというところは、先ほどの0.1月分の引上げになるところでございます。

続いて、第2条の一部改正は、人事院勧告の期末手当の6月期及び12月期の支給割合を均等にするため、第4条第2項中「100分の152.5」及び「100分の162.5」を「100分の157.5」に改めるものでございます。

議案件名簿の3ページ、お願いいたします。

最後に、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定につきましては、令和5年4月1日から施行するというものでございます。

続いて、議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の4ページをお願いいたします。

議案のかがみでございます。

下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例を次の5ページの内容のとおり制定するものでございます。

内容につきましては、後ほど、説明資料にて御説明申し上げます。

提案理由でございますが、先ほどと同じ人事院勧告を勘案した所要の改正というものでございます。

それでは、内容でございます。

議案説明資料の4ページをお願いいたします。

本条例改正の改正前・改正後の新旧対照表となっており、組み立て方としては先ほどと同様、2条立てとして、左側が改正前、右側が改正後、下線部箇所が今回改正となるものでございます。

第1条は、人事院勧告を勘案した期末手当を引き上げるもので、第2条第2項中、12月の支給割合を「100分の195」としているものを「100分の205」に改めるのは、期末手当を職員同様、0.1月分引き上げるためのものでございます。

続いて、第2条の一部改正につきましては、期末手当の6月期及び12月期の支給割合を均等にするため、第2条第2項各号の期末手当の支給割合について、「100分の195」及び「100分の205」を「100分の200」に改めるものでございます。

議案件名簿の5ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するというものでございます。

続いて、議第54号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案件名簿の6ページをお願いいたします。

下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次の7ページから10ページまでの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、人事院勧告に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案説明資料の5ページをお願いいたします。

本条例改正の組立て方につきましては、議第52号と同様に、条例の施行日が異なる関係上、2条立てとし、条ごとに改正前・改正後の新旧対照表とし、左側を改正前、右側を改正後、下線部改正というところは同じでございます。

第1条は、人事院勧告の給与並びに勤勉手当に伴う一部改正によるもので、第19条第2項中「100分の95」を「100分の105」に改めるのは、人事院勧告の期末手当によるもの。

別表第1 給料表を5ページから13ページの対象表とおり改正するのは人事院勧告の給料によるもので、1級は4,000円から97号給の200円の幅で、2級は2,800円から61号給の200円の幅で、3級は1,500円から21号給の200円の幅で引き上げるものでございます。

第2条は、人事院勧告の勤勉手当について、第19条第2項中「100分の105」を「100分の100」に改めるので、令和5年度の6月期及び12月期の支給率の平準化を図るものでございます。

議案件名簿の10ページにお戻りください。

最後に、附則でございます。

附則第1項は、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するというものでございます。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の下田市職員給与に関する条例、別表第1の規

定は、令和4年4月1日から適用するというものでございます。こちらについては、遡及適用の規定とするものでございます。

附則第3項は、改正前の規定で支給された給与は、内払いとみなす旨の規定をしたものでございます。

附則第4項は、会計年度任用職員の給料及び報酬については、令和4年度は据置きとし、令和5年度以降、一般職常勤職員と同様に引き上げる旨を規定したものでございます。

続きまして、議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の11ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

下田市一般職の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次の12ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由は同様に、人事勧告に基づく所要の改正とするものでございます。

条例の内容につきましては、説明資料で御説明申し上げます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

第5条の一部改正は、人事院勧告に基づき再任用職員の勤勉手当を0.05月引き上げるもので、第5条第4項中、一般職員からの引用部分について「100分の95」を「100分の105」に改め、再任用職員の支給割合について「100分の45」を「100分の50」に改めるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の12ページにお戻りください。

最後に、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議第56号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の13ページをお願いいたします。

議案のかがみでございます。

下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次の14ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由は同様に、人事院勧告に基づき所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、説明資料のほうで申し上げます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

本条例の改正につきましては、前から同じように、条例の施行日が異なる関係上、2条立てとし、条ごとに改正前・改正後の新旧対照表として、左側が改正前、右側は改正後、下線箇所が今回の改正となるものでございます。

第1条の一部改正につきましては、任期付職員の人事院勧告分の期末手当について改正するもので、第7条第2項中、期末手当について「100分の162.5」を「100分の167.5」に改めるものでございます。

第2条の一部改正につきましては、期末手当について「100分の167.5」を「100分の165」に改め、令和5年度以降、期末手当について、6月期と12月の平準化を図るものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の14ページにお戻りください。

最後に、附則でございます。

この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ですが、議第52号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定から議第56号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（滝内久生君） 議第52号議案から議第56号議案までの当局の説明は終わりました。

これより、議案ごとに質疑を行います。

まず、議第52号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第52号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第53号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第54号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 給料表の改定についてお尋ねをしたいと思います。1級から3級までは、1級は4,000円から200円ですか。あるいは、3級は1,500円から200円というような形の引上げだと。4級、5級、6級は、引上げはないという表になっているけれども、これはどういうことかということ、4・5・6級に何人ぐらいいるのか。1・2・3級に現在、何人ぐらいいるのか、併せて、給与の実態からいって、やはり全くこの4級、5級、6級にいる職員の給与の引上げがなくていいんだという判断はどこから出てくるのか、という点をお尋ねしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） 今回の給料表のほうの改定について、その御指摘のとおり、1級から3級までの改定ということで、4・5・6級については、改定の対象となってございません。なぜかというところでございます。こちらについては、人事院勧告の勧告に従ったというところでございます。

また、申し訳ないんですけども、各級ごとに何人いるかというところについては、現在、数字を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） やはり人勧に準拠するということは、一定の原則として慣例的にあるかと思うわけです。実際に市の行政を政策的に支えていく部分、4級、5級、6級の人たちの給与が全く上がらなくていいというような判断というのは、やはり人勧準拠といいながら、市の職員のやる気といいますか、モチベーション含めて、この物価が大変上がっている高騰の時期に、あまりにも極端といいますか、実態を無視した、人勧をどう当てはめるかという工夫は当然、市当局でできるはずですから、4・5・6の給与が1年間全く上がらないんだというような給料表は、やはり私は、これは再検討すべきではないかと、取り下げてもらうべきのような内容を含んでいる給料表だと、このように思わざるを得ないんです。そんなモチベーション、給料上がらなくても職員は頑張るんですよということが、組合及び当局と職員の皆さんと話し合われてきたのかどうなのか、そこら辺を市長、副市長にお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） 御指摘の4級、5級、6級が上がらなくてもいいのかというところのお話でございますけれども、上げられるものであれば、確かに上げたいという気持ちもでございます。そもそもが、こういったところというのは何かに準拠してまた上げていかないと、上げる下げるのところもやはり私たちとしては国家公務員のところに準拠していこうというところを、ここも下田市としてもずっと守っているところでございます。

給料表自体は国家公務員等に、まるっきり準拠しているわけではないですけれども、その後の上がり下がりの部分については国公に準拠し、また、これを組合のほうともお話をさせていただいて、妥決をいただいたというところでございます。決してこれが、4級、5級、6級に、給与が上がらないのがいいのかという議員の御質問に、正確に答えられるものではないかとは思いますが、そこのところは逆に守って行って、給与についてのある程度の根拠としたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君、3回目です。

○13番（沢登英信君） 終わりますけれども、自分が経験、市の職員及び議員として経験した中で、人勤で全員の職員の給与が上がらないというようなことはあったかと思っておりますけれども、一部の職員の給料を上げて、一部の職員の給料を上げないなんていうのは、こんな無謀な給料表を実施した記憶は全くないと。そういう意味では今、当局がこの給料体系の中でやろうとしている実態は、まさにとんでもない給料表じゃないかと私は思うわけです。ぜひとも課長に任せるだけではなくて、市長が団体交渉して職員に話し合いをしてきたんだろうと思うんです、副市長及び市長が。どういう見解なのか、当局として、きっちり見解をここで発表できないなんていうことは撤回以外ないと思うんです。ぜひともそこら辺の見解を市長、副市長に再度聞きたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（滝内久生君） 副市長。

○副市長（曾根英明君） 先ほど総務課長のほうからも御答弁申し上げたとおり、給与の改定については、何かしらのちょっと根拠というよりどころというところは持ち合わせないといけないというふうに思っております。そうした中で本市としては、給与の改定と人事院勧告に沿って勘案しながら、これまでも給与の改定等を行ってきたところです。

今回の人事院勧告の概要でございますけれども、民間企業との格差を埋めるためというところでございます。その中でも初任給であったり、若年層の給与のこの格差を埋めるというようなどころで勧告がなされているので、それに基づいて今回の給与の改定を行うという

ものでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 説明資料の1ページ、ここに、2番のところに「人事院勧告に伴う本市の条例改正について」というふうにあります。ここの1行目の中ほどに「この勧告を勘案して、これこれの給料月額を引き上げます」と、こういうふうな表現になっています。そして、これは、その数行上の国家公務員の人事院勧告の概要のところ、今、副市長が言ったようなことが書いてあると。こうしたことを踏まえて、総合的に勘案して、今回のようなものになります。言うまでもなく私は、ここで働いている、頑張っている職員の給料を1円でも高く上げることが重要だというふうに思っています。一方で、行政コストをどこまで圧縮することができるのかといった、もう一つの課題とも向き合わなければいけない、そういうふうな中で、今回のような形になったということでございます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第54号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第55号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第56号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第56号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（滝内久生君） ここで、11時5分まで休憩します。

午前10時52分休憩

午前11時5分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで総務課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

総務課長。

○総務課長（須田洋一君） 先ほどの御質問の中でお答えできなかった部分について答弁申し上げます。

各級ごとの職員数ということでございます。申し上げます。1級が49人、2級が64人、3級が39人、4級が51人、5級が22人、6級が18人となっているところでございます。ですので、1級から3級まで合わせると152人、4級以降が91人ということになります。

以上です。

◎議第57号の上程・質疑・委員会付託

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第57号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（日吉由起美君） 議第57号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

今回の補正予算につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者の経済的負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、補正予算を編成したものでございます。

また、先ほど総務課長より御説明申し上げましたが、人事院勧告を勘案した給与条例等の一部改正に伴い、一般会計、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計及び水道・下水道事業会計において、議員・特別職の期末手当の引上げ、職員給与及び期末勤勉手当の改正分を計上しているところでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度下田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるもので、第1条の（歳入歳出予算の補正）でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,173万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億74

万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げますので、お手数ですが、補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

総務課関係、21款5項4目20節雑入14万円の増額は、人件費の増額に伴う派遣職員受入金の増額でございます。

企画課関係、15款2項1目2節国庫・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交8,159万8,000円の増額は、国が電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援として交付するもので、新たに物価高騰に対応し各種の支援事業を行うとともに、既に各課で交付金事業として行った事業の不用額を精査し、追加した事業に対し、財源を充当するものでございます。

お手元に事業の一覧表を資料としてお配りさせていただきましたので、併せて御覧ください。

4ページ、5ページ、歳出でございますが、各事業でございます、職員人件費の増額につきましては、条例改正等に伴う調整となっておりますので、詳細につきましては説明を省略させていただきます。

議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務69万円の増額は、職員人件費、議員期末手当。

総務課関係、2款1項1目0100総務関係人件費86万6,000円の増額は、特別職人件費、職員人件費、同9項1目0910電算処理総務事業83万4,000円の減額及び同0921行政情報化推進事業90万6,000円の減額は、職員人件費の増額及び端末機購入等の契約差金の減額、企画課関係、2款1項8目0240地域振興事業41万9,000円の増額から財務課関係、2款1項15目0350工事検査事務8万4,000円までの増額は、職員人件費。12款1項1目予備費1,378万8,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

出納室関係、2款1項13目0320会計管理事務16万6,000円の増額、税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務111万8,000円の増額、防災安全課関係、2款8項1目0860防災対策総務事務30万円の増額から8款1項2目5810消防団活動推進事業18万4,000円までの増額は、職員人件費。

6ページ、7ページ、市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務30万

4,000円の増額は、職員人件費。3款2項6目1420介護保険施設等対策事業893万円の増額は、原油価格高騰等の影響を受けている介護施設等に対し、安定的なサービスの提供を維持するための支援として、物価高騰対策支援金を支払うもの。同6項1目1850国民年金事務9万2,000円の増額から同9項1目1965後期高齢者医療会計繰出金14万2,000円までの増額は、職員人件費、また、その増額に対する特別会計への繰出金。4款1項1目2000保健衛生総務事務1,261万8,000円の増額は、職員人件費のほか、介護施設同様、医療機関等への支援金を支払うもの。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務301万8,000円の増額は、職員人件費のほか、障害福祉施設等に対し、支援金を支払うもの。同3項1目1471子育て世帯応援給付事業7,036万2,000円の増額は、職員人件費のほか、子育て世帯応援給付金は、原油価格高騰の影響を受けている子育て世帯への支援として、18歳以下の生徒児童等に対し、1人当たり3万円を給付するもの。3款4項1目1750生活保護総務事務26万4,000円の増額、環境対策課関係、4款2項1目2250清掃総務事務65万4,000円の増額、産業振興課関係、5款1項1目3000農業委員会事務4万7,000円の増額から、6款1項1目4000商工総務事務22万3,000円までの増額は、職員人件費。同2目4050商工業振興事業689万6,000円の増額は、給付金額が確定した補助金を減額するとともに、新たに生活者支援としてプレミアム付商品券を発行するもの。同4056原油価格・物価高騰対応事業者支援給付金事業2,011万円の減額は、給付金額の確定により減額するもの。

8ページ、9ページ、観光交流課関係、6款2項1目4200観光まちづくり総務事務53万7,000円の増額は、職員人件費。同2目4250観光まちづくり推進事業1,500万円の増額は、下田市観光協会補助金の増額で、メディアプロモーション分として、県内・近隣県への観光宣伝、誘客事業を実施するもの。同4253世界一の海づくり事業1,821万円の減額は、夏期海岸対策協議会補助金を減額するもので、感染症対策として予定していた砂浜の柵や検温所の設置、リストバンド等の購入等の経費の減額によるもの。同4目4380外ヶ岡交流館管理運営事業504万円の増額は、来遊客の感染症対策及びウッドデッキの活用を図るため、オーニングやテーブル等を追加購入するもの。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務39万4,000円の増額から、同5項2目5180伊豆縦貫道建設促進事業19万4,000円の増額は、職員人件費。同4目5250都市公園維持管理事業270万円の増額は、屋外公共空間を活用するため、大工町プレイス、弁天橋ボードウォークにテーブル等を設置するもの。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業64万5,000円の増額から、9款4項1目6250幼稚園管理事業14万6,000円の増額は、教育長及び職員人件費。

生涯学習課関係、9款5項1目6350社会教育総務事務36万4,000円の増額及び1つ飛びまして、同6目6600図書館管理運営事業5万3,000円の増額は、職員人件費。同2目6402青少年活動推進事業94万円の減額及び同6項3目6752下田市民スポーツセンター管理運営事業4万円の減額は、二十歳の集いの感染症対策として購入した抗原検査キット及び備品の契約差金を減額するもの。

10ページ、11ページ、選挙管理委員会事務局関係、2款4項1目0550選挙管理委員会事務4万6,000円の増額及び監査委員事務局関係、監査委員事務局、2款6項1目0550選挙管理委員会事務10万4,000円の増額は、職員人件費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第57号 令和4年度下田市一般会計補正予算(第9号)の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(滝内久生君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑ございますか。

1番 江田邦明君。

○1番(江田邦明君) 補正予算の概要の7ページで、各事業に関連して質問させていただきたいと思います。

まず、介護施設並びに医療機関、障害福祉施設等の物価高騰対策支援金ということで、説明資料のほうでも事業所面積による支給基準であったり、入所定員加算をした額という説明をいただいておりますが、この事業所面積による支給基準というものが同額になっているのか、それとも各施設によって、この基準額が違うのか、お尋ねしたいと思います。

次に、今回新規、また、精算分の差金による追加ということで各事業の上程がございますが、先にお配りいただいております、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設ということで、以前資料を頂いております。この中で推奨事業メニュー、事業者支援の中に農林水産業、また中小企業に対する物価高騰・価格高騰対策支援という推奨メニューがございましたが、やはり動力費であったり、温室等に使う燃料ということで価格が高騰しております。こういった農林水産業、中小企業に対する支援メニューの検討がなされたかどうか、関連という形になってしまいますが、御質問させていただきたいと思います。

○議長(滝内久生君) 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦君） 市民保健課では、下田市医療、社会福祉施設等物価高騰対策支援金について説明させていただきます。

この後、それぞれの委員会で説明することになるかと思いますが、市民保健課と福祉事務所が実施する物価高騰に対する対策につきましては、1本の要綱と1本の基準ということで、不公平のない形でやらせていただきます。

また、後ほど詳細確認していただければいいのですが、支援の基準としまして、事業所面積というものを一つの基準として持っています。それにつきましては、100平方メートル未満は5万円という基準から、3,600平方メートル以上150万円という9個の区分に分けて、医療の関係を例に取りますと、大規模な病院から薬局等の間口の小さいものというふうに分けてございます。

試算によると、対象となる施設につきましては、医療関係で63か所、介護関係で20か所、福祉関係で7か所ということで、全90か所の施設と店舗のほうを対象となります。

予算は以上のとおりなんですけど、先ほど説明しました面積の基準は、基本的に店舗とか施設が広ければ、それだけの電気代、光熱費もかかるだろうということで、基準を設けさせていただきました。その基準を設けさせていただいた結果、ちょっと一件一件当てはめてみますと、ほぼ、大きいものには大きい金額を、小さいところでは十分な金額をとという形に、試算の上ではなりましたので、担当課のほうでは適正な基準なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 中小企業、あるいは農林水産業に対しての補助金でございますが、いろいろ課内で検討した結果、県のほうでも同じような補助金やっておりますので、そちらのほうを照会させていただいたと。

私どもの市独自の応援ということで、7月設置しました4056ですか、今回減額してございますけど、事業種を問わず、ここでカバーして、ここを御利用いただくような形で設定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 全体的なメニューということで、外向きのものであったり、備品というところで、今、市民の方が何を求めるかということで、やはり電気代、私もちょっと電気

代の明細書を見たら、昨年に比べて使用料は減っているのに、料金が1.3倍ぐらいになっているということで、非常に驚いたところでございます。予算の執行上、ぎりぎりの判断になってしまうのかもしれませんが、また次回改めて、こういった最後の臨時交付金の活用がある際は、家庭等の電力に向けた支援等お願いしたいと思います。

質問のほうは終わります。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 予算の概要のほうで、その資料でお尋ねをしたいと思います。2ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,159万8,000円の金額ですが、この金額はどのように決定というか、確定をされるのかと、一定の政府からの枠があって、事業申請をして、そして認められるものというような、そういう枠組みなのか。

それと、原油価格・物価高騰事業者支援給付との関連というのは全くないのか、どのような形になっているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、先ほど江田議員のほうから、介護施設あるいは医療、障害者等、子育て応援等のプレミアム付商品券も含めて一定の状態が、この支援の金額が実態とどうマッチしているのか、していないのかということが、なかなか調査としては大変難しいのかもしれませんが、やはりそこは押さえる必要があるのではないかと思うわけです。医療機関や介護機関がどのような減額になって、この補填金額、交付金額によって、それがどの程度補填がされることになっているのかということは、実態を調べるということが必要ではないかと思うわけです。

国がこういう制度をつくったから、それに基づいて交付すればいいというだけではなくて、下田の医療機関や介護施設にとって、どういう経営上の困難が生じていて、この支援金で、どのように受け止められるのかという予測が当然必要だろうと思うんですが、その点はどのようにお考えなのか。せっかくこの11月臨時議会提出、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金一覧表というのを資料として頂いておりますので、できましたらこれに従って、実態はどうなっているのかという把握をされているとすれば、補足説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝内久生君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） まず、交付金の今回の金額でございますが、これにつきましては

国のほうから上限が市のほうに、全国の配分の中で下田市としての上限が示されるという形で、通知のほうが参っております。各市町村、自治体につきましては、その上限の中で申請を下さいという形になりますので、できる限り有効に使うということで今のところ、上限いっぱい計上をしているところでございます。

あと、介護施設の関係、後ほどまた詳細、お示しさせていただきますが、基本的な考え方としまして、今回、福祉系、医療系につきましては、基本的に公定価格で運営されているところで、なかなか料金の転嫁は直接的に難しいということもあって、今回そういった施設について補填をしたいという基本的な考え方で今回、その施設を対象としているところでございます。

今回、本日の資料のほうでお示しをさせていただきましたが、本年度、当初予算から7月の補正、今回の補正を含めまして、交付金全体では3億7,963万4,000円が総額という形で、今回の補正で計上させていただく形となっております。そのうち、今回の資料でお示しをさせていただいたとおり、新規という5項目については、今回の価格高騰分の追加で参ります約8,000万円の交付金を充当させていただく形ということで計上しております。

そして、その下の精算から追加という部分につきましては、当初予算あるいは7月の補正予算で計上させていただいた事業について、今後の執行見込みを確認いたしまして、既に執行の見込みが立ったものについては減額という形で調整をさせていただき、そちらの分について今後、特に必要となると見込まれております観光、建設の公園の関係、あと道の駅の施設については追加ということで、今回充当の調整をさせていただいているところでございます。

交付金全体の効果につきましては、今回、夏以降の観光等の経済の状況ですとか、あるいは、そういった交付金によります数字的なものについて、今後、当然ながら成果については精査をしていただいて、改めて検証はしっかりしていかなければならないと感じております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦君） 医療機関、福祉施設、介護施設等に対応する支援金というものの考え方でございます。

先ほど企画課長のほうからもありましたけど、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等高騰重点支援地方交付金の意向としまして、電力・ガス・食料品等の値上がりに対する、それを全て補填するというのではなく、それらで負担を受

けている施設等に支援を行うという意図で事業実施させていただいております。

医療機関等については、まず大きい病院等の聞き取りをしますと、電気代等が昨年度に比べると、月でやっぱり100万円近く上がっているというような聞き取りもありました。その他、福祉施設は福祉事務所が、介護関係の施設につきましては介護保険係等が、それぞれ聞き取り、アンケートを行いまして、それぞれ負担が増しているという実態も確認しております。

その上で、昨年の電気代と今年の電気代を差し引いて、その影響を調べるというような詳細なことをしますと、ちょっと時間がかかるということがありますので、実態に合ったということを勘案した上で、なるべく早く支援できるということを目的としまして、先ほどの面積の基準をつくらせていただいて、早急に支援をしたいと考えているところです。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） そうしますと、この交付金総額は3億9,694万円余の上限額が示されて、一応申請は、上限額いっぱいまでの申請をして、その部分の残の補正額が8,159万8,000円だと、こういう理解でよろしいのかと。上限額目いっぱい、一応、事業計画をつくって予算化してますよと、こういう御答弁をいただいたという具合に理解をしてよろしいのか、再度確認をさせていただきます。

それから、海水浴場の感染症対策の精算分として1,690万円の減額ということですが、消毒液の設置、入場 検温看板の設置、啓発活動看板の設置等の費用が、実施しなかったのが1,600万円になったということですが、結局、海水浴場の感染対策は、一昨年の1回のみで終わっているのかと。これらの設置等々が全く必要ない、あるいは効果が見込めないと、こういう判断をされて実施をしなかったのかと。そうしますと、いわゆる下田モデルの見直しにも関わることにつながっていかないのかと、こういう具合に思うわけですが、今またコロナの第8波の感染も報道されてきているような状況の中であろうかと思っておりますので、お尋ねをしたいと思っております。

それから、プレミアム付商品券が今度の予算の中でも1万冊ですか、5,000円のを4,000円でやるんだということですが、これの効果及び実施方法について、併せてお尋ねをしたいと思っております。

さらに、観光交流課におきますメディアプロモーション分を1,720万円、予算措置しておりますが、やはりこれもコロナの中での取組ということで、いろんな判断、見解が必要な取

組ではないかと思うわけです。単純にキャラバンに行けばいいんだというようなことでは、やはり進まないのではないかと思うわけですが、このメディアプロモーションの取組について、当局の見解を、再度お尋ねをしたいと思うわけであります。

先ほど、せっかくここに一覧表を作ってくださいとありますので、それぞれの担当者から、ここに書いてあることだけではなくて、補足するようなことがあれば御説明いただきたいと申し上げたつもりですけれども、御回答がありませんでしたので、幾つかピックアップして質問をしたところでございます。

さらに、この空間整備工事でございますけれども、大工町プレイス及び弁天橋ボードにテーブルを設置し、誰もが健全に過ごすための場所づくりをするんだと。テーブルを置くということがどういう効果を期待し、現に何人の方がそこで、どういう利用をしてもらえるんだというような、やはりイメージというか、想定が必要だろうと思うわけです。ただテーブルがないからテーブルを置くんですよと、こういうことなのかと。あるいは、もっときっちりした検討があって、テーブルというものはどうしても必要なもので、ここで設置をするのかと。やはり予算の作成及び説明に当たって、もう少しその意図と効果について前もって想定し、議員や市民に納得する説明ができるような枠組みを、ぜひとも想定をしていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（滝内久生君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） まず、交付金の総額の考え方でございます。今回の補正予算で、当初予算、7月の補正等で計上させていただいた今までの分としまして、2億9,803万6,000円という数字がございまして、今回新たに8,159万8,000円が追加交付をされたという形で、合わせて3億7,963万4,000円となっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） まず、夏期海岸対策協議会の補助金の減額に関してお答え申し上げたいと思います。こちらの一覧表に記載のとおり、今年の夏は、感染症対策としては消毒液の設置ですとか啓発看板の設置等、あと清掃業務等で、全体で大体320万円弱を使用したということで、今年一番大きな減額の要因といたしましては、昨年、一昨年と白浜大浜と九十浜に設置しました枠ですね。枠を、行動制限もなかったというようなこともありまして、今年は実施しなかったというようなことで、大体それが合わせますと600万円ぐらいになります。それと、昨年までは白浜大浜に配置しておりましたが、入り口での検温

するための警備員の配置、これも500万円程度、見送ったというようなことで、大きな減額になったものというふうに考えております。

今後のコロナ対策に関してなんですけれども、今年も海水浴シーズンの前にガイドラインのほうを、以前策定しましたガイドラインをさらに更新をした形で対応しております。ですので、また来年のシーズンを迎えるに当たりましては、そのときの状況を判断しながら、そのガイドラインを更新して対応してまいりたいというふうに考えております。

それともう一点、今回の補正で計上させていただいておりますメディアプロモーション分でございますけれども、これはやはり現状、全国的な旅行支援の効果もありまして、大分、回復基調にあるというふうなことは聞いておるんですけれども、それでもまだまだ、やはりコロナで受けた影響は大きいというようなことで、観光協会、業界のほうとも協議をしてきた中で、やはり近隣県へのプロモーションの効果というものが、昨年も行いましたけれども、かなり大きかったというようなことで、今年も山梨県をはじめといたしまして、神奈川県や東京都といった近隣へのプロモーションをかけていこうといったことで、やはりそれなりにテレビCMを放送したりというようなことになりますと、その素材の制作から放送に係る経費含めて、かなりの金額がかかるわけでございます。

ただ、それをやることによって、お客さん呼び込む、それで呼び込んだ先に得られる効果、地域にもたらされる効果というのが、俗には大体5倍から6倍ぐらいの効果が得られるだろうというふうなことが言われております。そういったことを信じて今後も、こうした施策を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） プレミアム付商品券の効果ということでございます。プレミアム付商品券というのは、購買意欲がある消費者の商品券購入が前提となっているというところで、確実に消費につながる施策として商品券事業ということとなっております。そういう意味では今回、1万冊の5,000円ですので5,000万円の効果、プラスアルファ消費喚起効果というのも見込まれると思っております。

あとは、令和3年度から大型店に流れる傾向にあって、地域券と共通券を6・4で、セットで、県で販売しておりまして、その効果、単純に6割・4割になりますけど、令和3年度実施した結果でございますが、7割・3割ぐらいで地域券のほうに、地元の中小商店のほうに流れたという効果がございます。今回もそのような効果を期待するところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 私のほうからは公園空間整備についてですが、こちらにつきましては、令和元年度に整備いたしました大工町プレイス、弁天ウオークを利用し、令和2年度にコロナ交付金を使いまして、屋外空間活用検証事業を行ったところでございます。そのときには椅子やテーブルを設置し、テイクアウトメニューのQRコード、周辺飲食店の情報などを提示して、観光客や市民の活動に可能性を検証するという趣旨で行いました。そのときに関しましては、時期も若干寒い時期になり、利用も少し低下したところであり、利用が若干少なかったと認識しております。

しかしながら、そういった空間を利用することについては、これからのウィズコロナ下における屋外空間を利用して新たなチャンスを見だし、3密を回避しながら前向きに活性化しようという、そういった事業の取組が、こちらは内閣府から注目事業として評価されているところでございます。

そういった中、現在、コロナ交付金で、実証実験で作ったテーブル、椅子等を設置している状況でございますが、それについては一部老朽化があり、職員の手によって修復しております。その後なんです、竹明かり事業等々いろんな事業に活用していただいて、そのときに私も何度か行かせていただいたんですが、観光客の方に、にぎわっていて空間利用されていたと認識しております。

今後、そういった社会実験を踏まえて、ちょっと名称を忘れまして、参加する方も私ちょっと担当じゃなかったもので、詳しいメンバーまでは承知していませんが、そういった意見交換も行っております。そういった意見交換の中の意見としましては、次の取組としまして、絵画教室や写真講座を現地で行うだとか、子育てクラブや相談をファニチャーがあるスペースで開くなど、多様な使い方をしたらどうかという御提案を頂いているところでございます。

そういった中、現在、社会実験で使用した椅子等々も、使いづらい面とか、ちょっと老朽化している面もございますので、この機会に脱着可能な椅子・テーブルを設け、時にはテーブル・ベンチを使って飲食するなどの使い方、時にはそのベンチやテーブルを外し、屋外空間的体操だとかそういったイベントもできる使い方、多様な使い方をするための目的に今回、予算を計上させていただきました。今後の利用の仕方についても関係者等々と話をし、有効に活用を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

10番 橋本智洋君。

○10番（橋本智洋君） 1471事業の子育て世帯に対する給付金に関してなんですが、非常に細かいことをちょっとお聞きさせていただきます。

こちらのほうが18歳以下の生徒・児童等となって、これ3万円の支給で、2,200人の大体計算になると思うんですけども、これ生徒・児童等となっていますが、就労者、もしくは学生で、要は16歳以上だと高校生、学生でない方もいらっしゃると思うんですけど、そのあたりの方は対象になるのでしょうか。

○議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） 今回は、18歳以下の生徒・児童等ということでございますが、対象となります児童は、本年度9月分の児童手当の対象児童。それから、高校生ですね。そして、9月から年度末にかけて、来年4月1日までの間に生まれた新生児、こちらが対象ということになります。高校生年代については、高校生ということで対象ということで考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 10番 橋本智洋君。

○10番（橋本智洋君） ありがとうございます。ということは高校生のみということで、16歳から18歳は学生が対象ということで解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） はい。橋本議員おっしゃるとおりですね。学生ということで考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかにございますか。

2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 産業振興課のプレミアム付商品券について、すみません、もう少し質問させていただきたいんですが、25%で1万冊ということで、前回と同じかと思うんです。若干前回と事情が違うのは、あまり期間がないのかなということ、準備期間もあまりない中で、前は抽せんという形で買えなかったというような人がいないようにという配慮の中で、抽せんということにしたと思うんですけども、今回そういうことが可能なかどうか、

抽せんするのか。

それから、前回、2回の抽せんを行って、結局、抽せんにはならなかったと。数が十分に足りたので抽せんにはならず、買いたい人は皆買えたという状況。逆に、少しだぶつきぎみだったというような印象を持っているんですけれども、今回期間がない中で、もし余るようなことがあると、国にお金を返さなくてなるようなことで、非常にもったいないのかなと思うんですけれども、その辺の見込みですね。つまり、売やすくするために地元と広域スーパーの割合、前回と同じ6・4なのか。それから、その抽せんの部分。それから、より買っていただくためには、短期間で、プレミアム率を上げたほうが、より素早く売れるのかなということもあるんですけれども、その辺はどのように検討されていますか。

○議長（滝内久生君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 当然、商工会議所さんと御相談させていただきまして、プレミアム率につきましては前回同様としております。

議員おっしゃるように短期間でございますが、2か月を販売期間として、先ほど沢登議員の質問にお答えしましたとおり、共通券と地域券6・4としております。

抽せんにつきましては時間がない中、抽せんができるかという協議もさせていただいたところ、なかなか難しいということで、じゃあ、販売日を土日に当てるとか、そういう対策で、という協議をさせていただいております。

券が余るかということに対しましては、今までも購買意欲がある人が大勢いますので、その辺は心配ないのかなというところで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第57号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託します。

◎議第58号～議第62号の上程・質疑・委員会付託

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第58号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第59号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2

号)、議第60号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第61号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)、議第62号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算(第2号)、以上5件を一括議題とします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長(日吉由起美君) 続きまして、議第58号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)から議第60号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)までの補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

補正予算書の43ページをお開きください。

令和4年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるもので、第1条の(歳入歳出予算の補正)でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,661万5,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の44ページから47ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要12ページ、13ページをお開きください。

歳入でございますが、6款1項1目4節事務費等繰入金31万6,000円の増額は、職員人件費増額に伴う繰入金の増。

14ページ、15ページ、歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務24万9,000円の増額及び同2項1目8321国民健康保険徴収事務6万7,000円の増額は、職員人件費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第58号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第59号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

補正予算書の65ページをお開きください。

令和4年度下田市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるもので、第1条の(歳入歳出予算の補正)でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の

総額に、歳入歳出それぞれ58万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,769万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、補正予算書の66ページから69ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要16ページ、17ページをお開きください。

歳入でございますが、3款2項3目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）現年度分11万2,000円の増額から8款1項4目1節職員給与費等繰入金36万2,000円の増額は、いずれも職員人件費の増額に伴うものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目9200介護保険総務事務36万2,000円の増額から3款3項3目9353包括的・継続的ケアマネジメント事業18万3,000円の増額までは、職員人件費、7款1項1目予備費6万7,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第59号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第60号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の87ページをお開きください。

令和4年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の（歳入歳出予算の補正）でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億615万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の88ページから91ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要20ページ、21ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節務費繰入金14万2,000円の増額は、職員人件費の増額に伴う繰入金の増でございます。

22ページ、23ページ、歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務14万2,000円の増額は、職員人件費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第60号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

補正予算の概要の24ページ、25ページを御覧ください。

今回の補正における一般職分の人件費につきましては、各会計別に記載した一覧表を添付させていただきました。

最下段となりますが、一般職の合計といたしましては、職員247人分、1,391万1,000円の増額となるものでございます。

特別職の人件費につきまして、補正予算書の34ページ、35ページをお開きください。

期末手当の年間支給率が、長等及びその他の特別職が補正前3.90月から4.00月に、議員が補正前3.05月から3.15月に改正となるもので、比較欄を御覧いただきますと、合計は、期末手当で65万1,000円、共済費で4万円の増額となるものでございます。

以上で、議第58号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から議第60号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの補正予算の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝内久生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋武義君） それでは、議第61号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第62号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）を一括して御説明申し上げます。

お手元の下田市公営企業会計補正予算書の御用意をお願いいたします。

まず初めに、議第61号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）の内容でございますが、下田市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員人件費の調整に対応した予算の編成を行ったところでございます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、「業務の予定量」で、令和4年度下田市水道事業会計補正予算第2条を次のとおり補正するものとしまして、第4号の「主要な建設改良事業」として、改良工事費と第6次拡張

事業費の合計「4億6,470万6,000円」を「4億6,484万9,000円」に改めるものでございます。

第3条は、「収益的収入及び支出」で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、支出で第1款水道事業費用を43万8,000円増額し、5億9,795万8,000円とするもので、その内訳としまして、第1項営業費用を43万8,000円増額し、5億4,746万円とするものでございます。

第4条は、「資本的収入及び支出」で、予算第4条、本文括弧書中「不足する額2億7,307万1,000円」を「不足する額2億7,321万4,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2億3,412万9,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億3,408万3,000円」に、「減債積立金538万4,000円」を「減債積立金557万3,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を14万3,000円増額し、6億4,738万4,000円とするもので、その内訳としまして、第1項建設改良費を14万3,000円増額し、4億9,256万6,000円とするものでございます。

第5条は、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」として、予算第9条を次のとおり補正するものとしまして、第1号は、職員給与費「8,193万8,000円」を「8,251万9,000円」に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

令和4年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的支出でございます。

1款水道事業費用43万8,000円増額は、1項営業費用を43万8,000円増額するもので、内訳としまして、職員6名分の人件費の調整によるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

資本的支出でございます。

1款資本的支出は、14万3,000円増額するもので、内訳としまして、1目改良工事費14万3,000円の増額は、職員3名分の人件費の調整によるものでございます。

8ページ、9ページは「給与費明細書」、10ページは「給料及び職員手当の状況」でございます。

11ページから13ページを御覧ください。

令和4年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第2号の予定額を増減したもので、11ページ末尾に記載してございますように、資産

合計は69億876万5,000円となるものでございます。

13ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は69億876万5,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

次に、14ページを御覧ください。

令和4年度下田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つ区分に分け、それぞれの活動によりまして資金がどのように増減したかを示すものでございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが2億4,212万8,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス4億5,447万1,000円、財務活動によるキャッシュ・フローが2億1,386万5,000円となり、資金増加額が152万2,000円となるものでございます。

令和4年度資金期首残高2億9,438万5,000円に資金増加額を加えますと、資金期末残高が2億9,590万7,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第61号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第62号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正第2号の内容でございますが、議第61号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）と同様に、下田市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員人件費の調整に対応した予算の編成を行ったところでございます。

下田市公営企業会計補正予算書の23ページをお願いいたします。

第1条でございますが、令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、「業務の予定量」で、令和4年度下田下水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしまして、第4号の「主要な建設改良事業」として、管渠整備事業費と処理場改良事業費の合計「1億4,904万5,000円」を「1億4,922万9,000円」に改めるものでございます。

第3条は、「収益的収入及び支出」で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、支出で、第1款下水道事業費用を5万2,000円増額し、7億5,873万2,000円とするもので、その内訳としまして、第1項営業費用を5万2,000円増額し、7億94万9,000円とするものでございます。

第4条は、「資本的収入及び支出」で、予算第4条、本文括弧書中「不足する額3億9,948万2,000円」を「不足する額3億9,966万6,000円」に、「当年度利益剰余金予定処分額2,621万2,000円」を「当年度利益剰余金予定処分額2,639万6,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を18万4,000円増額し、5億9,348万9,000円とするもので、その内訳といたしまして、第1項建設改良費を18万4,000円増額し、1億4,962万9,000円とするものでございます。

第5条は、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」として、予算第9条を次のとおり補正するものとしまして、第1号は、職員給与費「2,893万7,000円」を「2,917万3,000円」に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

26ページ、27ページをお開きください。

令和4年度下田市下水道事業会計予算実施計画の収益的支出でございます。

1款下水道事業費用5万2,000円増額は、1項営業費用を5万2,000円増額するもので、内訳といたしまして、職員1名分の人件費の調整によるものでございます。

28ページ、29ページをお開きください。

資本的支出でございます。

1款資本的支出は、18万4,000円増額するもので、内訳としまして、1項建設改良費18万4,000円の増額は、職員3名分の人件費の調整によるものでございます。

30ページ、31ページは「給与費明細書」、32ページは「給料及び職員手当の状況」でございます。

33ページから35ページをお願いいたします。

令和4年度下田市下水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第2号の予定額を増減したもので、33ページ末尾に記載してございますように、資産合計は109億7,537万7,000円となるものでございます。

35ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は109億7,537万7,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

36ページをお願いいたします。

令和4年度下田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが3億5,631万9,000円、投資活動によるキャッシュ・

フローがマイナス 1 億2,634万円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス 2 億6,402 万8,000円となり、減少額が3,404万9,000円となるものでございます。

令和 4 年度資金期首残高 1 億6,344万3,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が 1 億2,939万4,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第61号 令和 4 年度下田市水道事業会計補正予算（第 2 号）、議第62号 令和 4 年度下田市下水道事業会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝内久生君） 議第58号議案から議第62号議案までの当局の説明は終わりました。

これより、議案ごとに質疑を行います。

まず、議第58号 令和 4 年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第58号議案は、人件費に関する補正予算ですので、総務文教委員会に付託します。

次に、議第59号 令和 4 年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 介護保険の歳入に当たります増額、国庫・地域支援事業交付金及び県費・地域支援事業交付金、11万2,000円、5万6,000円、それぞれ出ておりますが、この内容について御説明をいただきたいと思います。

○議長（滝内久生君） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦君） 補正予算の概要の16ページ、17ページの御質問かと思えます。

18ページ、19ページに介護予算の歳出の説明がありまして、その中の 2 番目、3 番目、4 番目、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業ほか継続的ケアマネジメント事業、この書かれている 3 本が地域包括支援センターの職員 5 名分の人勸による補正予算となっております。

地域包括支援センターの予算につきましては、16ページ、17ページへ戻っていただきますと、地域支援事業交付金という形で、国と県と一般会計からの繰入れということで、それぞ

れルールによって財源が決まっております。ですので、16ページ、17ページの上から3つ、「地域支援事業交付金」と書かれている歳入につきましては、地域包括支援センターのルール分の受入れということになっております。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第59号議案は、人件費に関する補正予算ですので、総務文教委員会に付託します。

次に、議第60号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第60号議案は、人件費に関する補正予算ですので、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第61号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第61号議案は、人件費に関する補正予算ですので、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第62号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第62号議案は、人件費に関する補正予算ですので、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（滝内久生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会といたします。

これより各常任委員会及び議会運営委員会で審査をお願いし、明日、本会議を午前10時よ

り開催いたしますので、御参集のほどよろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

午後0時17分散会